

倉吉市における実効性のある行政マネジメントに向けた検討・設計支援及び第12次総合計画後期基本計画策定支援業務
 公募型プロポーザル質問に対する回答書

倉吉市企画課（令和6年5月14日時点）

No.	質問事項	質問内容	回答	備考
1	仕様書 P5 「7 業務の実施要件及び留意事項」(4)	専任の担当者を1名以上置くこと、とありますが、専任の担当者とは、「倉吉市における実効性のある行政マネジメントに向けた検討・設計支援及び第12次総合計画後期基本計画策定支援業務」以外の一切の業務を行っていない者を指しますでしょうか？	「専任」の解釈については、他団体等の業務との兼務を制約するものではなく、本業務に必要な人員を配置された上で、主として本業務の担当となつていただく担当者の配置を求めるものです。	5/7 回答済
2	仕様書 P4 (5) 会議等の運営支援	会議への出席とありますが、webでの参加でも可能でしょうか？	各種会議及び打合せの参加について、常時対面での参加を求めるものではなく、状況に応じてWEBでの参加も可能であると想定しています。	5/7 回答済
3	実施要項 P2 「5 選定スケジュール」	5月29日のプレゼンテーションは、webでの参加も可能でしょうか？	第2次審査（プレゼンテーション）は、WEBでの参加も可能とします。その場合、前日（5月28日予定）に事前の接続テストを行うこととします。	5/7 回答済
4	実施要領 P1 「2 業務の概要」(4)	年度別の金額内訳について、提案内容を踏まえて変更することは可能でしょうか？	年度別の金額（提案上限額）の内訳の変更は想定していません。	
5	仕様書 P1-P4 5 業務内容全般 (5-1及び5-2)	限られた資源（事業費）でのご支援となります。そのため、事業者と市役所の各支援項目の役割については、仕様にある内容と異なり、提案書で提案し、専門性を活かせる部分を事業者がおこない、貴庁に役割を担っていただくことは可能でしょうか。例）総合計画審議会の運営や議事録、内部打合せの議事録等	ご質問いただいている会議の運営等、及び各種会議や仕様書打合せの会議録等の作成等については、仕様書に記載していると通りの役割分担とします。従って、ご質問いただいた対応はいたしかねます。	

6	仕様書 P4 5-2(4) 職員参加及び市民からの意見の把握・分析	市民意識については、貴庁で実施している市民意識調査を活用可能でしょうか？その場合、本提案に市民意識調査の費用を計上する必要はないとの認識でよろしいでしょうか？	本市で実施する市民意識調査は、第12次総合計画前期計画の成果指標としても活用しており、当該調査結果の活用は可能です。令和6年度実施分は令和5年度の施策、令和7年度実施分は令和6年度の施策に係る調査となります。その結果を活用する場合は、調査費用の計上は必要ありません。
7	仕様書 P5 7(3)	打合せについて、「回数は定めず、交通費等は各業務の項目に含める」とありますが、その場合、交通費がかさんでしまう可能性があります。そこで、各業務項目で、訪問回数を設定し、それに順じる支援でよろしいでしょうか。	提案内容に合わせ、各業務項目での訪問回数を設定されることは妨げません。また、No.2での回答のとおり、状況に応じWEBでの打合せも認めております。
8	仕様書 P5 7(4)	常に連絡がとれる窓口の設定と記載があります。これは、事業者の営業時間（例：平日9時～17時）でよろしいでしょうか。 ※働き方改革の趣旨を踏まえたものになります。	原則、発注者及び受託者の営業時間内とし、連絡に当たっては、受託者（事業者）の営業時間を考慮しますが、緊急連絡等時間外の連絡が必要な可能性もありますことをご承知おきください。
9	仕様書 P5 7(7)	成果品及び業務工程で得た書類の一切の権利は、貴庁に属すとあります。その場合、事業者所有の説明資料などの著作権も移動してしまいます。そのため、事業者が事前に所有資料や共同で作成した資料の一部等についての権利を調整することは可能でしょうか。	受託者（事業者）の所有資料や共同で作成した資料の一部等についての権利の移動に調整が必要な場合の対応は可能とします。
10	全般	行政マネジメントの方針検討で、大きく総合計画のあり方等を変更することが生じた場合の契約等はどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	提案書においては、仕様書に記載する業務を履行いただくことを想定しておりますが、実施要領 P6 の審査基準に示すとおり、業務全般に加えて、独自提案を可能としております。また、契約後について、契約内容（仕様書等）の大きな変更を伴う業務は現時点では想定していません。